

# 市民税・県民税申告書の 記入簡素化を推進します！！

**従来通りの添付資料を添付のうえ、申告書記入については裏面のとおりに①～③の必要事項をご記入いただければ結構です。**

- ★記入いただかない所得・控除については添付資料によりこちらで確認いたします。
- ★申告内容についてお問い合わせをさせていただく場合がございますのでお電話番号の記入を必ずお願いいたします。

◆**市役所大会議室で市民税・県民税の申告相談をされる方**については、職員がパソコンに入力した「申告書の控え」をお渡しいたします。  
申告内容の全てについて、その場でパソコンに入力を行いますので、申告書の記入は、簡素化記入をいただければ結構です。

◆**各地区市民センターでの申告相談**においては、原則**記入簡素化による受付をさせていただきます。**(パソコン入力及び控えのお渡しはありません。)①～③の必要事項を記入いただき、添付書類は全てお預かりし、最後にマイナンバーの確認を行い、受付を終了するという流れとなります。

市役所大会議室もしくは各地区市民センターへご来場いただく場合、裏面に従い、**事前に①～③の必要事項の記入を行ったうえ、申告会場にご来場いただきますよう、ご協力をお願いします。**

**申告相談時の混雑緩和と申告者の皆様への負担軽減を目的に実施しますので  
ご理解・ご協力のほどよろしくお願いたします。**

【お問い合わせ先】

名張市 市民部 課税室(市民税担当)  
電話 0595-63-7429

記入例

(宛先)名張市長 年 月 日 提出

現住所	番号確認	住所コード
1月1日現在の住所		
フリガナ	電話番号	
氏名	生年月日	明・大昭・平・令
個人番号		

1

- ・住所
  - ・氏名(押印)
  - ・生年月日
  - ・電話番号
  - ・マイナンバー
- をご記入ください

記入不要です

扶養・障害・寡婦(寡夫)・勤労学生控除のある方はもれなく記入してください。

2

記入不要です

14~15 寡婦(寡夫)・勤労学生控除

14  寡婦(寡夫)控除 (  特別該当 )

15  勤労学生控除 (学校名)

16 障害者控除

17~18 配偶者(特別)控除・同一生計配偶者

19 扶養控除

記入不要です

3

医療費控除がある方は書き方6ページを参照し、記入してください。

1	収入	事業	農業	イ	
		不動産	ウ		
		利配	子	エ	
		給与	与	オ	
		雑	公的年金等	キ	
			その他	ク	
			短期	ケ	
			長期	コ	
			時	サ	
2	所得金額	事業	農業等	①	
		不動産		②	
		利配	子	③	
		給与	与	④	
		雑		⑤	
				⑥	
				⑦	
				⑧	
				⑨	
4	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑩	
		小規模企業共済等掛金控除		⑪	
		生命保険料控除		⑫	
		地震保険料控除		⑬	
		寡婦(寡夫)控除		⑭	
		勤労学生控除		⑮	
		障害者控除		⑯	
		配偶者(特別)控除	区分	⑰⑱	
		扶養控除		⑲	
		基礎控除		⑳	
		⑩~⑳までの計		㉑	
		雑損控除		㉒	
		医療費控除		㉓	
		合計(㉑+㉒+㉓)		㉔	

6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

7 所得のなかった方の記入欄(0申告者記入欄)

令和元年中に所得のなかった方は、令和元年中の状況に○をつけてください。その他の場合は内容も記入してください。

- ・家族の扶養
- ・預貯金で生活
- ・障害年金、遺族年金の受給
- ・その他( )